

令和元年 12 月 10 日

教育長 答 弁 実 録

（ 教 育 委 員 会 ）

（問）文化財の防火対策について

本県の国宝や重要文化財に対する防火設備の設置率など防火対策の現状はどうなっているのか、また、文化財の防火対策を推進する条例の制定など、今後、本県として文化財に対する防火対策にどのように取り組んでいくのか、併せて教育長に伺う。

（答）

文化財は、我が国の歴史における様々な時代背景の中で生み出され、現在まで守り伝えられてきた国民・県民のかけがえのない財産であり、文化財をその特性に応じて適切に保存していくことが求められております。

こうした中、今年、国内外で発生した世界文化遺産などでの火災を受け、文化財の防火対策の重要性が改めて認識されているところでございます。

本県は、国宝や重要文化財である建造物を 113 棟有しており、自動火災報知設備や消火器といった法的に必要な防火設備は 100%設置しております。

また、消火栓など任意のものにつきましても 84%が設置済みとなっております。

今後の文化財の防火対策といたしましては、奈良県の取組も注視しつつ、各文化財の特性ごとに想定される火災リスク、また、そのリスクに応じた防火設備の整備・点検などの対応が必要であると認識しております。

教育委員会といたしましては、文化財は将来の地域づくりの核となりうるものと考えており、文化財の所有者・管理者と連携しつつ、防火対策の充実に努め、次世代への継承に取り組んでまいります。